

# さぬき市公共施設一括LED化業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

電気代高騰の中、公共施設の照明のLED化を進め、毎年必要な高額な電気代の節減を進めることで財政改革の一助とすることに加え、政府方針である2030年政府保有全施設のLED化を先取りする形で、本市地球温暖化対策実行計画にも掲げる取組として、CO2削減によるカーボンニュートラルを目指すため、公共施設の一括LED化を行う。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

さぬき市公共施設一括LED化業務

### (2) 業務内容

「さぬき市公共施設一括LED化業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 業務委託限度額

Dグループ：31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

Eグループ：26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※グループの内訳は、別紙1「対象施設一覧表」のとおり

### (5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 3 参加方法

施設をD、Eグループに分け、グループ毎に参加・提案する方式とする。

参加者は、一つのグループ、又は両方のグループに参加することも可能とする。

#### 4 スケジュール

NO	項目	日程
1	公募開始（告示）	令和7年4月3日（木）
2	図面データの貸与	令和7年4月3日（木）から 令和7年5月30日（金）午後5時まで
3	現場確認	令和7年4月7日（月）から 令和7年5月16日（金）午後5時まで
4	質問受付	令和7年4月3日（木）から 令和7年4月18日（金）午後5時まで
5	質問に対する回答	令和7年5月1日（木）午後5時までに回答
6	参加表明書等の提出	令和7年4月18日（金）から 令和7年5月9日（金）午後5時まで
7	参加資格確認結果の通知	令和7年5月16日（金）
8	提案書等の提出	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月30日（金）午後5時まで
9	審査 （プレゼンテーション）	令和7年6月中旬（予定）
10	審査結果の通知 優先交渉権者決定	令和7年6月中旬（予定）
11	現地調査・詳細協議	令和7年6月中旬から令和7年8月下旬
12	契約締結	令和7年8月下旬
13	施工期間	令和7年9月から令和8年3月

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、この限りではない。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- (4) 令和7年度において、さぬき市の競争入札参加資格を有し、かつ、指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 本業務に係る適正な業務責任者を配置できること。（資格及び専任性は求めない。）
- (6) 市町村税の滞納がないこと。

## 6 図面データの貸与

図面データ（姿図・配置図）については、次のとおり貸与する。

### (1) 貸与期間

令和7年4月3日（木）午前9時から

令和7年5月30日（金）午後5時まで

### (2) 貸与方法

図面データの貸与を希望する者は、以下の事項を記載（様式任意）のうえ、「15 担当部署」に電子メールで申し込むこと。

- ・業務名
- ・住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ・担当者の部署、氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）
- ・図面データ貸与を希望する旨、来庁予定日時、来庁予定者名

### (3) 貸与場所

「15 担当部署」にて図面データを記録した記録媒体（CD-R若しくはDVD-R）を貸与する。

令和7年5月30日（金）午後5時までに貸与場所へ返却すること。

## 7 現場確認

現場確認については、次のとおり対応する。

(1) 実施期間

令和7年4月7日（月）から

令和7年5月16日（金）午後5時まで

(2) 申込方法

現場確認を希望する者は、希望日の5日前までに「15 担当部署」へ申し出たうえで、施設所管課へ直接日程の交渉と許可を得ること。

(3) 現場確認

施設所管課から許可を得た日程で現場確認を行うこと。

## 8 質問受付及び回答

提案書等の提出について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和7年4月3日（木）午前9時から

令和7年4月18日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（様式第1号）に記入し、「15 担当部署」に電子メールで提出すること。なお、送信後に電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、令和7年5月1日（木）午後5時までにさぬき市ホームページで公表する。

(4) 質問及び回答内容の取扱

- ① 質問事項に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- ② 提案書等の提出に関係しない質問、電話による質疑等は受付しない。

## 9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

NO	提出書類	留意点
1	参加表明書 (様式第2号)	契約時に使用する印鑑を押印すること。 参加するグループを選択すること。
2	会社概要書 (様式第3号)	会社パンフレット等を添付すること。
3	業務実績調書 (様式第4号)	LED化事業の受託実績を証明する書類を添付すること。
4	業務実施体制調書 (様式第5号)	配置を予定している者(下請業者、協力事業者含む)の全員を記入すること。
5	市町村税に滞納がないことが分かる書類	事業所所在市町村が発行する直近の年度のものであり、令和7年4月1日以降に発行されたものであること。

### (2) 提出部数 1部

(3) 提出期間 令和7年4月18日(金)午前9時から  
令和7年5月9日(金)午後5時まで

### (4) 提出先及び方法

「15 担当部署」への持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

## 10 提案書等の提出

参加申込書等を提出した者は、次のとおり提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

NO	提出書類	留意点
1	提案書鏡 (様式第6号)	契約時に使用する印鑑を押印すること。 参加表明時に選択したグループとすること。
2	提案書 (任意様式)	業務委託仕様書に基づき、次の項目についてその提案を作成すること。 ①業務実施方法(施設の運営・業務に支障をきたさない配慮、安全対策) ②業務実施スケジュール(器具納期・設計・施工等の各工程) ③独自提案(器具の選定、保証内容等) ④市内業者の活用
3	エネルギー削減比較表 (様式第7-1号)	試算条件を基に算出し、エネルギー削減効果比較表内訳書(様式第7-2号)の数値と一致させること。
4	エネルギー削減比較表内訳書 (様式第7-2号)	
5	参考見積書 (様式第8-1号)	業務委託限度額を超えない金額を記載し、参考見積書内訳書(様式第8-2号)の金額と一致させること。
6	参考見積書内訳書 (様式第8-2号)	

(2) 提出部数 10部(正本1部、副本9部) ※副本は複写可。

(3) 提出期間 令和7年5月19日(月)午前9時から  
令和7年5月30日(金)午後5時まで

(4) 提出先及び方法

「15 担当部署」への持参 ※郵送は不可。

(5) 留意事項

- ① 提出書類は、A4版・縦とし、目次及び頁番号を付けること。
- ② 提出書類は、ファイル(A4-S)に綴じ、ファイル表紙に業務名・提案事業者名・提出日、背表紙に提案事業者名を記載し、上記表中の項目ごとにインデックスを付けること。

## 1 1 候補者の選定

候補者の選定は、さぬき市職員で構成する審査員がプレゼンテーション形式で審査し、本業務に最も適していると認められる者を決定する。

### (1) 参加資格確認

提出された参加表明書等により参加資格確認を実施し、令和7年5月16日（金）付けで参加資格確認結果通知書を発送する。

### (2) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

提出された提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。

#### ① 審査日及び会場

令和7年6月中旬 （予定）

詳細については、参加資格確認結果通知書と併せて通知する。

#### ② 実施時間

準備	5分以内
プレゼンテーション	20分以内
質疑応答	20分以内
片付	5分以内
合計	50分以内で審査を実施する。

#### ③ 出席者

出席者は、プレゼンテーション出席報告書（様式第9号）に記入して提出すること。

#### ④ その他

- ・ 審査は個別に行い、非公開とする。
- ・ 審査の順番は、提案書等の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションに使用する機材等は、全て提案事業者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターはさぬき市で準備する。

### (3) 審査基準

審査項目、評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価基準
体制	公共施設や民間オフィス等のLED化の実績があるか。
	役割分担が明確で人員が充実しているか。
	市内に本社がある法人等を優先して活用しているか。
施工	施設の運営・業務に支障をきたさない配慮や安全対策がなされているか。
	器具納期・設計・施工等の各工程に対する具体的なスケジュールが示されているか。

独自提案	器具の選定や保証内容等において、仕様書を上回る独自の提案があるか。
環境	省エネルギー効果が十分に見込めるか。
財政	事業費が安価であるか。

#### (4) 審査結果

- ① 審査において、最高得点を獲得した提案事業者を、本事業の候補者と選定する。なお、候補者に契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点順位者及びそれ以降の順位者を繰り上げにより新たに候補者として手続を行うものとする。
- ② 審査結果は、令和7年6月中旬（予定）で書面により提案事業者全員に通知する。なお、審査内容については公表しない。
- ③ 審査及び審査結果に関する問合せ等には応じない。

### 1 2 留意事項

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本市からの要請があったものについては、この限りではない。
- (3) 提出書類には、市ホームページからダウンロードした指定の様式を使用すること。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案事業者に帰属するが、本プロポーザルにおいて必要がある場合には、市が事業者の承諾を得ずに提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに関する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (6) 参加表明書等の提出後又は提案書等の提出後に、参加を辞退することになった場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第10号）を提出すること。
- (7) 本プロポーザル参加者が1社の場合も、審査を行い、評価点数が基準以上であれば、交渉権者として決定する。
- (8) 業務の実施に当たり、可能な限りさぬき市内に本社がある法人等を優先すること。

### 1 3 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に定める事項に適合しないものがあつた場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なく審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に応じなかった場合
- (6) 見積金額が業務委託限度額を超過した場合
- (7) 契約締結までの間に参加資格の要件を欠く事態が生じた場合



#### 14 その他

- (1) 契約に当たっては、候補者に選定された事業者と協議のうえ契約手続を行う。なお、契約金額は、当該事業者から提出された見積金額を超えない額とする。また、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、さぬき市契約規則第24条に該当するときは減免する。
- (2) 委託料については、各会計年度の業務完了後、当該会計年度に完了した業務に係る額を支払うものとする。ただし、契約金額の10分の3以内の額を前金払として請求できる。
- (3) さぬき市から対象施設の増減の指示があった場合は、協議のうえ対応すること。
- (4) 本プロポーザルは、契約を締結する候補者の選定を目的に実施するものであり、提案内容に沿って契約することを約束するものではない。

#### 15 担当部署

さぬき市プロジェクト推進室

〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

TEL 087-894-6110 FAX 087-894-4440

E-mail project@city.sanuki.lg.jp

※本件に関する問合せ・提出等の受付は、午前9時から午後5時までとする。